

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年11月15日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。
- ・ 就任を承諾した日を記載した就任承諾書を徴すること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>役員の就任承諾書について、承諾年月日が空欄のものが見られた。</p> <p>については、役員と法人の関係は、委任の規定に従うことから、就任を承諾した日を記載した就任承諾書を徴すること。</p> <p style="text-align: right;">(法第38条)</p>	<p>承諾日が空欄となっていた役員から就任承諾書を再度徴した。</p>
2	<p>事務局拠点区分資金収支計算書について、当該拠点区分の貸借対照表及び積立金・積立資産明細書では退職給付引当資産が増減しているにもかかわらず、その増減額が計上されていなかった。</p> <p>については、積立資産の積立て及び取崩しは、資金収支計算書のその他の活動による収支区分に計上し、計算書類間の整合性を図ること。</p> <p style="text-align: right;">(会計省令第16条第3項)</p>	<p>令和5年度決算において対応する。</p> <p>以降の年度も同様。</p>